

鏡石駅東第1土地区画整理事業 民間知見活用に向けた勉強会実施要綱

(目的)

第1条 鏡石駅東第1土地区画整理事業の早期完成に向け、土地利用計画の見直し、未処分保留地及び町有地の活用、事業費の縮減、工期短縮並びに公募条件の整理を行うため、民間事業者等から知見、技術提案、需要情報等を収集する場として、鏡石駅東第1土地区画整理事業民間知見活用に向けた勉強会（以下「勉強会」という。）を設置する。

2 本勉強会は、正式な公募、入札、業務委託、工事請負契約又は保留地処分契約を行うものではなく、鏡石町（以下「町」という。）が今後の行政判断及び公募条件を整理するための準備段階として実施するものとする。

(参加対象者)

第2条 勉強会への参加対象者は、次の各号に掲げる事業者等（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 土木事業者及び専門業者（土地区画整理事業の「包括委託方式」又は「業務代行方式」において実績のある事業者及び町の入札参加資格者名簿登録者）
- (2) 保留地取得関係者（土地区画整理事業の「包括委託方式」又は「業務代行方式」において実績のある事業者）
- (3) その他町長が必要と認める関係機関及び専門家等

(参加資格)

第3条 次の参加除外規定のいずれかに該当する事業者等は対象から除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 募集の公告日において町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に町から指名停止処分を受けた者。
- (3) 社会更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規制による是正、再生手続中の者。
- (4) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に定める暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者。
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する者。
- (6) 法人税並びに消費税（地方消費税含む）を滞納している者。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

(募集及び受付)

第4条 参加者の募集は、鏡石町ホームページ等による周知を基本とする。
ただし、町は本事業の検討に必要と考えられる事業者に対し、個別に案内することができる。

2 参加申込の受付期間及び受付方法は、別に定める。

(検討事項)

第5条 勉強会は、次に掲げる事項を検討する。

検討区分	主な内容
土地利用計画	住宅系、商業系、産業系、公共公益系の導入可能性、周辺住宅地との調和、交通、排水、景観等
保留地・町有地活用	取得希望面積、取得時期、価格帯、引渡条件、一括取得又は段階取得の可能性
施工・設計	施工手順、工期短縮、工事費縮減、残土利用、造成高、道路、水路、上下水道等の整備条件
発注	設計施工一括発注、包括委託、個別発注等の可能性

(実施方法)

第6条 勉強会は、次の3段階により実施する。

(1) 第1段階（事業概要・課題の説明）

町から本事業の現状、土地利用計画見直しの目的、未処分保留地及び町有地の活用方針並びに施工・設計上の主な課題を説明する。

(2) 第2段階（民間事業者からの意見聴取）

参加者から第4条に掲げる事項について意見、提案及び確認事項を聴取する。この場合において、町は必要に応じて個別ヒアリング又は追加資料の提出を求めることができる。

(3) 第3段階（結果整理・行政判断への反映）

町は勉強会で得られた意見を整理し、確認すべき事項、今後の課題、公募条件、設計条件、評価基準及び事業計画変更方針等への反映案を作成する。

(提案の取扱い及び公平性の確保)

第7条 町は、参加者から提出された提案、意見、資料等を、今後の検討資料として活用することができる。

2 町は、勉強会で得られた知見を、特定企業のみが有利となる形では取り扱わないものとし、当該知見を公募条件等へ反映する場合は、可能な範囲で内容を一般化し、後続の公募参加者に対して公平に情報提供を行うものとする。

3 勉強会への参加、発言又は提案は、将来の公募、入札、契約、業務受託、工事受注、保留地取得又は優先交渉権における特別な地位や受託等を何ら保証又は付与するものではない。

(利益相反の防止)

第8条 町は、参加者が正式な公募、入札、業務委託、工事請負又は保留地処分等に参加する場合における情報格差及び利益相反を防止するため、次に掲げる事項を整理しなければならない。

- (1) 協議内容の記録
- (2) 提供資料の整理
- (3) 質疑回答内容の共有可能な形での整理
- (4) 公募条件、評価基準及び審査方法の明確化
- (5) 特定企業の提案の一般化

(行政判断の維持)

第9条 本事業に関する最終的な意思決定、法的手続、地権者対応、事業計画変更、公募、発注、契約、保留地処分及び受託者は、施行者である町が行うものとし、参加者は町の判断を補助するための意見提供者又は提案者にとどまるものとする。

(秘密保持)

第10条 参加者は、勉強会において知り得た非公開情報、地権者情報、事業費情報、検討段階の行政判断情報、他社の提案内容等を、町の承諾なく第
三者に開示し、又は目的外に使用してはならない。

(事務局)

第11条 勉強会の事務局は、鏡石町役場都市建設課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月30日から施行する。